

広島県呉市

報道発表資料



令和2年6月1日
産業部商工振興課
☎0823-25-3307

小規模企業者応援給付金（市単独事業）について

5月27日付けで呉市議会において、議決を受けた標記の件について、別紙のとおり、広報チラシを作成しましたので情報提供します。

小規模企業者の皆様へ



呉市 小規模企業者 応援給付金



呉市 応援給付金

検索 

申請：6/4(木)～

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の事業継続を応援するため、呉市独自の給付金を支給します。

対象者 次の①～③全てを満たす方

① 呉市内に本社、本店または主たる事業所を有する小規模企業者※（個人事業主を含む）

※条件は裏面

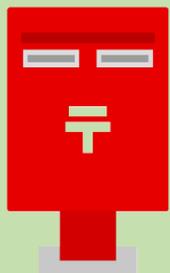
② 令和2年5月31日までに開業

③ 令和2年2月から6月までのうち、任意の月の事業収入が前年同月比で**20%**以上減少（比較不可の場合、特例の措置あり）

給付額 10万円 ※1事業者1回限り

申請

令和2年6月4日(木)から8月11日(火)までに『申請書、誓約書、確定申告書の写し・月間収入・本人確認書類・通帳の写しなど』を提出（消印有効）



■ 郵送先 ■ 〒737-0045

呉市本通4丁目9番7号 呉本通4丁目ビル2F
NTM(株)内 呉市 小規模企業者 応援給付金センター

感染症の拡大防止のため、**郵送**での提出にご協力ください。

お問い合わせ

①コールセンター 0120-803-828 6/4～

②相談専用窓口 呉市役所 1階

※どちらも、ご案内できる内容は同じですので、感染症の拡大防止のため、できる限り ① をご利用ください。

《平日》

9:00-17:00

小規模企業者の条件 (個人事業主を含みます)



産業 ※1

- 情報通信業★1
- 卸売業、小売業
- 不動産業、物品賃貸業★2
- 学術研究、専門・技術サービス業
- 宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業★3
- 教育、学習支援業
- 医療、福祉
- 複合サービス事業
- サービス業(他に分類されないもの)

★…次の業種は20人以下

★1 電気通信業、インターネットサービス業など新聞・出版業など

★2 建物・土地売買業、不動産賃貸業など

★3 旅行業

従業員数 ※2

5人以下

上記以外(★1・2・3を含む)

20人以下

※1 日本標準産業分類

※2 中小企業基本法上の【常時使用する従業員数】

パートやアルバイトなどを含みます。
ただし、事業主や専従者(家族)などの人数は含みません。

対象外

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）又は有限責任事業組合、宗教上の組織もしくは団体、政治団体、性風俗関連特殊営業等を行う事業者

◆「小規模企業者」とは、中小企業基本法 第2条 第5項に基づいています。

◆「常時使用する従業員数」とは、労働基準法 第20条に基づいています。